

〈論 文〉

福田徳三の生存権論ⁱ

Fukuda Tokuzo's Theory of Right to Live

田中秀臣

TANAKA Hidetomi

キーワード 福田徳三、養老権、生存権、穂積陳重、隠居制度、自然淘汰、戦略的不可知

1. 最暗黒の老人たち

「下って彼六十にして車を挽き、六十八にしてなお労役に従事する者、実に養育院または救貧院に入るべく適當なる鰐夫の境界を見れば転た大都会の無慈悲を歎かざるを得ず。彼らの或る者は實に憑るべき親戚なく、また依るべき主家なく、元より一個の庖厨を立つるの資力なきが故に、貧なる羅字屋煙管と同居し、または屑屋、下駄の歯入、飴菓子売などを合厨して、下谷万年町、四ツ谷鮫ヶ橋または芝、麻布等の貧窟においても最後の取扱となりし頽廃堂に住居し、根板は頽れ、天井は雨+留滴に湿り、壁紙瀧を流して壁虎の足跡を印したる暗黒室に蟄居し眼光を燐つかせ、溜息を吐き、

「ハア、つまらねえつまらねえ、世の中はもう厭たちゅうに不思議はあるめえ。もう苦勞するほどの物アねえぜ、苦勞したちうて一人前喰うほど稼げねえだ。店賃はガミガミ言われる、内の者には面倒がられる。車屋じゃ善顔して貸さない、こりやもう頸でも縊れよう。野郎め、屋根代ガミガミ言って見ろい。てめえの檐の下へつつ蹲んで贅鼻褲括り付けてやるぞ。車屋の因業婆アめ、もしこのおれお車ア没収でもしやがると台所から這い蹲んで斃ばッてやるぞ。籠棒めイ、六十八老爺イ知らねえかア」ⁱⁱ

明治のジャーナリスト松原岩五郎(1895-1935)が『最暗黒の東京』(1893年／明治26年)に描いた都市スラム街で身寄りもなく、同じ境遇の貧者たちと共同生活をおくる老車夫の描写は、誇張よりも真実に近い姿であったことだろう。

日本ではじめて年金法案が審議されたのは、この『最暗黒の東京』の時代から下ること20年足らずの後、1912年(明治45年)の第二八回帝国議会衆議院においてであった。1908年にイギリスの老齢年金法の成立に依拠した内容の法案であったという。この日本の「養老法案」は、立憲国民党の福本誠(1858-1921、福本日南)が提案したものであり、かつて

自由民権運動の全盛期に『普通民権論』(1879年(明治12年))で生命の権利を主張した福本らしい法案提起ともいえた。この「養老法案」は70歳以上の無資産無収入で保護者のいない老人に、「ドウカスウカ生命ダケ維持スル」水準を意図した一日十銭ずつの給付を国庫から拠出するものであったⁱⁱⁱ。恤救規則という当時の生活保護法による給付の老人限定版というのが、法案提案者自身の意図も含めてこの「養老法案」に与えられた評価である。

福本の説明によれば明治41年の70歳以上の高齢者は146万人余であり、総人口の100分の三であり、さらにこの高齢者のうち1万5千人余が「最貧者」であるとした。また福本が参考資料として提出したデータによると明治38年以降、明治40年まで平均して900人以上の70歳以上の自殺者がいたという。このような高齢者の困窮は、「国家の大欠陥」であるというのが福本の主張である。恤救規則は事実上、生活保護制度として機能していないという指摘も行った。この福本の主張の背景には、「此現世——十九世紀から二十世紀の特質は生存の競争である、即ちもう一つ言つて見れば生活の困難である、此生活の困難時代に當つて貧乏人は何処までも貧乏人であるから」、そのような機会の平等の喪失、家族制度の失敗が、国家による無資産・無所得の老人への救済を要請するという彼の認識があった。

福本の法案は会期末に提出された泡沫法案としてほぼ扱われてしまい、また内容的には同僚議員の猛烈な攻撃に会った。「養老法案」が実現されてしまえば、国家に依存しない「隣保相助の主義」を損なうとし、その当時の恤救規則によって救済される人々が少ないので「又政府の方から見ますれば恤救規則の趣旨が今日では行われて居る、それ故に国の支出と云ふものが少なくなつて済んで居る」という、国に迷惑をかけずに共同体の内部で生活困窮者の世話をすべきであり、また現にそれが徹底しているという批判者もいた^{iv}。またそのような高齢者の困窮はその「人間の過失にあると云ふことは明か」であるから救済すべきではないという自己責任論や、これらの人々を救済することは「忠孝の道」という「此美風の国体と相容ぬ」という倫理的な国家主義の延長から反対するものまでがいた^v。

ところで当時の恤救規則による全国での救助者数は明治39年のデータでは、1万4千人ほどであり、そのうち70歳以上の無資産無収入で扶養者がいない老人は約4千人で30%弱のウェイトを占めていた。福本の「養老法案」は当時の恤救規則による救助者のざっと4倍を国費で救済しようとするものであった。この福本の「生存の競争」から生命の権利を守ろうとする当時の日本にあっては画期的ともいえる法案は、結局は廃案の憂き目にあった。そして日本の高齢者福祉は欧米に比べて格段に遅れてものとなり、ある意味その影響は今日まで至っているといえるかもしれない。

この帝国議会における「養老法案」の提出に前後して、イギリスの養老法の成立に刺激をうけた形で、学界において養老年金についての関心が高まり、また社会福祉制度の理念をめぐる先駆的な論争が行われた。

2. 穂積陳里と福田徳三の論争

穂積陳重(1855-1926)は、東京帝国大学法学部で教鞭をとるかたわら、日本の民法典起草に影響を与え、また未完の大作『法律進化論』などの著作でダーウィン的な進化論、スペンサー流の社会進化論をベースとした法典論を開拓して、日本の法学界のみならず社会思想においても多大な功績を残した。その穂積がイギリスの養老年金法の成立に影響をうけて書いたものが、『隠居論』の第二版である。穂積はこの浩瀚な著作の中で、老人に対する社会的慣習が、食老・殺老・棄老と進化していくことを指摘し、やがて「退隱老」として、家長の職にある老人が隠居し、過去の労働の蓄積や家長を継いだ者たちに扶養されるような社会意識の段階までに進化した。そして現在は、国家や社会に対して老人に引退後の生活の面倒を見る権利をみる要求をなしえる段階にまで至ったと穂積は指摘している。本人の発言から引用すると長文であるが次が的確に要約している。

「老者の地位は古来再変し、今将い第三变の期に入らんとする。抑々文化最低級の蛮族間にありては、劣等なる生存競争のために、老人を殺して其肉を啖ひ、或は老人を山野に遺棄するの醜俗往々にして行はる、之を老者虐待の時代とす。既にして文化漸く進み、衣食稍々裕なるに隨ひて、人類固有の親愛の情性は其抑圧を脱して、父老を敬愛するの習俗を生じ、社会の組織漸く整ふに伴ひて、秩序を尊び、先例を重んじ、社会万般の事物悉く慣習に依りて支配せらるるに至る。茲に於てか生存競争の状態は漸く一変して腕力的生存競争より智力的生存競争に還り、経験に富み、慣例を記憶する老人は、勇猛にして戦功ある壯者と相並んで社会の尊敬を受け、「老」を以て尊称とし、養老の典を設け、老人の刑を輕減する等の特例を生ずるに至る、之を老者優待の時代とす。斯くて文化倍々發展し、社会的徳義の公認せられて法律の圈内に入るもの多きに隨ひ、老人の地位は益々上進し、竟に老人は社会に対して生活の資料を要求する権利を有するものとせらるるに至る。之を老人権承認の時代とす(略)然るに最近泰西諸国及び其植民地に於ては、養老期金制度を設けて老人の権利を認め、一定の高齢に達したる者は国家社会に対し余生を維持するに相当なる生活資料を要求すべき当然の理あり、国家・社会は老人に対して法律上扶養の義務を負ふこと、宛も戸主が其家族に対して扶養を負ふが如しとするに至れり」^{vii}。

そしてこの老人権は社会の構成員であれば正当に要求すべき「社会権」であることを強調した。穂積は老人権を経済的な要因ではなく倫理的な進化の度合いに応じて要求されると考えていた。また養老年金自体は社会の構成員すべてが給付されるべき資格を有していると考えられたので、労働の報酬を積立てて引退した後に賃金の代りとみなして給付するシステム(賃金代替的年金)や税金を一定額納めたものなどの「報酬主義」に依拠るべきものではない、と穂積は断言している。

「前に養老期金法の基礎を説くに当りて述べたる如く、「ニュージーランド」の法律の如きは報酬主義に依り、老人は其強壯なるに当り、労働、納税、執役其他の方法に依り社会の目的に対して貢献したる者にして謂はば株金の払込を為したる社員の如きものなるを以て、其利益の分配を受くるは当然の権利なりとせり。然れども此報酬主義に依る理論は老人の権利の基礎の説明として正鵠を得たるものに非ず」^{viii}。

このような報酬主義への反論は当時の社会政策学会などでの主流派的見解を多分に意識したものであった。穂積が『隠居論』第二版に結晶するアイディアを公表した明治43年の『法学協会雑誌』誌上では、当時の社会政策学会の中核メンバーである桑田熊蔵(1868-1932)が、このような老人権を社会権とし、さらにその養老年金の財源を税金に求める構想に批判的なコメントを加えた。桑田も年金制度には一定の理解を示したもの、それはあくまでも労働者が現役を引退した後に支給される賃金代替的な特徴をもつものであった^{ix}。そして財源は、働いているときに積立てを行う保険方式を推奨し、(穂積が念頭に置いていた)イギリスの税方式による養老年金制度にはきわめて否定的であった。桑田の賃金代替的な年金構想は、労使間の調和を促すための施策の中に位置づけられていたことも穂積の老人権を社会倫理の進化からの要求とみなす考え方からは遠いものであった。

このような穂積の老人権=社会権構想に対してエールを送りつつも、桑田らとは異なる観点から批判を繰り広げたのが、当時の社会政策学会の若きエースであった福田徳三(1874-1930)である。

福田徳三は日本の経済学を明治の終りから没した1930年までを代表する経済学者のひとりであり、また前記したように当時の社会政策学会の中心メンバーのひとりであった。彼は穂積の『隠居論』(第2版)を論説「穂積博士の隠居論を読む」の中で詳細に検討を加えた。

福田の穂積評価は多岐に亘っているが、ここでは二点にまとめると

- 1) 穂積の養老年金制は隠居制から発展したものと考えられているが、この隠居制は優老の精神や家族制度の維持といった規範的なものを支えにしている。しかし隠居制自体は年をとった家長がその納税能力を失わないうちに若い家長と交替して、領主への納税が滞ることがないように工夫された経済的要因から出来たシステムである。
- 2) しかも隠居制度は有産者階級の話であり、今日イギリスの養老年金を給付されているものは無資産者を含むすべての老人たちである。家長であるとかないとかは関係なくそもそもイギリスには穂積の想定している隠居制度は存在しない。今日の養老年金制度は隠居制度とは無縁であり、養老年金制度自体は「生存権」の社会的な認知から生れたものである。

というのが福田の提起した批判である。穂積は老人権を「社会権」としているが、それが

十分に公共社会に立脚していない、あくまでも老人限定の権利にしかすぎない、という批判であった。福田は「苟しくも社会の一員として生を享くる限り、其人の生存の権を有する国家社会は之を認めるを要すと云ふ是なり」と「生存権」の必要から養老年金を基礎づけるべきだとした^x。ただし穂積の老人権ははじめて社会福祉が社会・国家的な目的から必要とされていることを鮮明にしたことを福田は特筆して評価していることも忘れるべきではない。またこの穂積への積極的評価の一面であるが、穂積と同じく福田もまた養老年金の基礎が、桑田熊蔵が主張していたような賃金代替的年金としてではなく、社会構成員みなが平等に受給の権利があるものにすべきだということで一致していた。

福田のこのような生存権を打ち出した新しい社会政策の考え方は、明治末期にナショナルミニマム的な福祉国家の理念を先取りしたものともいえた。次にこの福田の生存権論をさらに立ち入って検討してみよう。

3. 戦略的な不可知—生存権と自然淘汰＝清算主義的メカニズム—

福田徳三が穂積の老人権を社会権とみなすという主張に賛成したのは、彼の生存権に対する考えに基づくものであった。福田の生存権は「ナショナルミニマム」と意味するところはほぼ同じであったが、その思想的な背景はウェップ夫妻やマーシャル、ピグーらのイギリス社会政策学派や厚生経済学の影響を受けながらも、基本的な部分でよりドイツ的な法思想を背景にしていたともいえる。福田はアントン・メンガーの『労働全収権』の議論を敷衍して、メンガーの理論を彼独自の視点から再構成し、生存権を社会政策が保証すべき最も重要な社会権であるとみなした。この抽出作業の過程において、ウェップやマーシャル、ピグーらの影響も強く刻印されたのである。

福田によればメンガーは、「人類社会の根本権利」として、労働全収権、労働権、生存権の三権を考えた。労働全収権とは「労働の実行者は労働の成果を全部取得すること」^{xi}であり、労働権とは「労働能力ありまた労働心ありて、労働の機会を得ずまた見出し能わざるもの、その欲する労働の機会を要求すべきひとつの社会権なり」^{xii}である。前者は労働者の能力に応じて完全にその成果が帰属するという「給付原則」の徹底化であり、また後者は就業機会確保の権利を主張する失業対策の徹底ともいえた。それに対して、生存権は経済的欲望に十分で合理的な充足を要求する権利として定義された。

福田によれば、人間は経済的組織の中で、自らの経済的な欲望を充足するために、労働を行い労働の生産物を得る、そしてこの経済行動は、欲望—充足、労働—労働の生産物、さらに(労働の生産物への)欲望—充足、……という循環的な構造をもつものとして考えられた。この循環的構造を支える柱は、欲望—充足、労働—労働の生産物という二局面である。

しかし現代の私的所有権制度を前提にした経済(すなわち資本主義経済)では、これら二局面の適合関係がかならずしも適切に機能していない、と福田は考えた。

福田はアントン・メンガーの所論を彼流に援用して、「現存の財産権は一に伝来の権力関係を結晶したものにして、ただその保全と擁護とのみ全力を傾注するものなり。されば、欲望とその充足との関係、労働者とその産物との関係について、なんらの理想を認めることなく、なんらの主義を持することなし」^{xiii}として、そもそもローマ法以来の西洋の法規範には私的財産権は「先占」exploitationの結果であるという伝統がしっかりと根付いていた、と福田は指摘している。この先占から外れた権力的弱者は、欲望を十分に満たすことができないのでやがて自然淘汰されるというマルサス・ダーウィン的機構が働いてしまう。また現在の資本主義制度は企業経営者の「不労所得」ともいえる余剰価値(レント)の獲得を保証しているので、労働者は彼の成果をすべて得ることはできない。

そしてこのような欲望—充足、労働—労働の生産物の不適応を正すために社会政策の積極的意義が見出される、と福田は考えた。福田のこのような発想の根源には、私的所有制度を基礎とする資本主義経済は権力関係の経済機構であり、またその強者が弱者よりも財産を先占するexploitaeすることで発展する経済であるという価値判断があつたことは指摘されるべきであろう。

また労働権は、就業機会を要求する権利であった。雇用契約がそもそも雇用者側に有利なように締結せざるをえない、という権力関係上の非対称性や、すべての環境変化に対応していないという契約上の「瑕疵」によって、福田は失業が発生すると考えた。構造的な失業の一種である。そのためこの瑕疵を正すためには、労働協約の締結などの交渉力を政府が保証することが重要な失業対策ともなった。先の循環的な経済構造の捉えかたからいえばこの労働権は、欲望—充足、労働—労働の生産物という二つの局面を結びつける労働への参加を保証する権利ともいえよう。

さて福田はこの生存権、労働全収権、労働権のうち生存権に社会政策の基礎たる資格を与えた。

「労働権も労働全収権もともにひとつの過渡的産物たり、畢竟生存権たるべきMittel zum Zweck(目的のための手段)たり。両者ともに労働するもののみについての主張なり、労働せざるもの、労働し能わざるもの、労働を欲せざるものとは全然没交渉なり、したがつた社会の全員を対象とする社会政策の根拠とならず、畢竟ひとつの階級主張たるに止まる。これに加うるに労働そのもの否労働の産物そのものは、決して人の目的たらず単に手段たり、労働の産物あり、その産物は全部労働するものの手に帰し、しかしてその帰したる産物はこれをもって生存維持にあつることを得るとの前提のもとに立てらる。人の要するところは生存なり、労働もその産物もこの生存を維持する手段に過ぎず、もし社会権が

社会政策の基礎たるべきならばそれは生存権ならざるべからず」^{xiv}。

福田に先駆する金井延、桑田熊蔵らが社会政策を労使関係の枠内でしか捉えられず、桑田などが養老年金を賃金代替的な発想でしか把握できなかつたことに比べて、福田の発想はまさに「ナショナルミニマム」の先駆であった。福田はこうもいっている、「近来、シドニー・ウェップ夫妻が唱導する「国民最低限の説」Principle of national minimumもまたその帰着を一にするものというべし」^{xv}、「而して幼者と老者の其生存の権利は報酬の主義に基くにあらざること」^{xvi}。

この生存権の認承を国家に要求する闘争として社会政策は現実的な意味をもつた。生存権の具体的な表れとして養老年金制度が位置づけられていたことは前節で見たとおりである。その意味で、労働者が現役時に保険料を納付して、その積立て老後の生活を行うとした桑田熊蔵らの賃金代替的な発想は理念的には乗り越えられているといつていいだろう。

他方で、この生存権が理論的にもまた現実的にも直面した最重要課題が、マルサス・ダーウィン的な自然淘汰の法則であった。

福田はマルサスの人口法則を、(1)人口の幾何級数的増加と食料の算術級数的増加、(2)食料の増加は人口に対する需要の増加が原因、(3)西欧諸国は人口が食料に比して超過する可能性が高いので道徳的抑制で人口供給を調整する必要がある、という三つの観点からとらえた^{xvii}。このうち(1)については幾何級数的・算術級数的な数値シミュレーションはマルサスは適切ではなかったものの、食料の生産速度よりも人口増加の速度の方が上回っている。(2)についても肯定した。(3)については人口超過の傾向は西欧諸国にみられない、と否定的であった。福田のマルサス論で見逃せないのが、その(1)と(2)の論点から、彼がダーウィン的な自然淘汰説を導き出し、これを全面的に支持していることだろう。

「殊に人間は食料よりも増加の度が速かであつて、生まれる程の人間は皆必ずしも生き延びて行けるものではない、生まれるものの中何人から必ず死ぬ可き運命を持て居る、出生者の全部は生存を必する訳には行かぬと云ふ大事実は、人力を以て是を如何することも出来ない自然の大則であります。此事実は否定出来ません。否之が無ければ人類の進化は止まつて仕舞ひます。人間として生れた者の中、精神上肉体上優れた者が優勝者として生き延びます。此淘汰がなかつたならば、人類はいつ迄も同じ所に居るか、或は文明は跡戻りする外ありません。これは甚だ悲惨な事実であります。生れる所の生物としては生きる見込みがないのに生み出されるのは甚だ迷惑であります。此個体の為には不幸であります。乍併生物全体人類全体の為から申せば、それは即ち幸福を増す所以であります。淘汰せられる個人は人類全体の進化の為の犠牲たるのです」^{xviii}。

優勝者と劣敗者を生み出す生存競争が人類の進化の必然である、という福田の確信は、また彼の資本主義経済観である権力の不均衡こそ経済発展を促すという視点と共に鳴している。

た。

「権力関係を度外視して今日の流通社会は説き得ず。共産主義説は権力の行われしを認めるも不都合なるものとせしなり。されど不均衡こそ流通をすすめる力なり。権力関係を始めから価値判断なりとして流通に入れ來りしはMarxの掠奪、余剰の絞り取りなりとす。されど彼は限られたる眼でそを見たり。広く人類発展の進行に表われたものとして歓迎すべし。文明をすすめし事実としてみざるべからず」^{xix}。

もしこのような優勝劣敗を社会経済発展の原動力とするならば、弱者(幼児、老人、病疾者ら)を保護するような生存権に基づく社会政策はむしろ社会の発展を阻害するのではないか? というのが自然な問い合わせであろう。

福田自らもこの生存権とマルサス・ダーウィン的自然淘汰説との緊張関係を問題視し、両者をどう調和させるかが「現在に於ける経済学の最大任務たり社会政策の最重宿題たりとす」と明言している。この問い合わせ論文「人口法則と生存権 マルサス対アーサー・ヤング」の中で集中的に議論された。その中で福田が採用した生存権の理論的な基礎づけは、ある意味非常に実践的で、また戦略的な考え方であった。

この論文の中で、改めてマルサスを淘汰説に立脚する生存権否定論者として紹介し、彼の自然淘汰の法則は否定できないと明言している。その上で、福田は機会の平等と結果の平等の二方向から、自然淘汰法則と社会政策の位置関係を明白に定義している。

まず機会の平等に関して、福田は次のように述べている。

「即ち社会は自然淘汰に対し機会均等の主義を取らざる可からず。淘汰せらる可きものは必ず淘汰せらる可し、唯だ淘汰の作用を受くるに方りて自然が要求する淘汰要件以外のハンデキャップの何人にも加はらざる事は社会は其任として保障する可あり」^{xx}。

福田にあっては、マルサス・ダーウィンの自然淘汰法則が機能するのは、資本主義経済のあり方そのものである。市場による淘汰(強者が生き残り、弱者は淘汰されるという清算主義)が「権力の不均衡」を結果としてもたらし、そのことは他方で経済社会の発展の証でもあったのだ。福田のこのような清算主義的な発想は終生かわらなかつたといつていい。そしてこのような自然淘汰=市場による清算機構がより機能するために機会の平等が必要とされたのである。福田が念頭においていた機会の平等を是正する具体的な社会政策としては、労働協約の設定などがあった。

ところでこのような自然淘汰=市場による清算主義的メカニズムは、結果としての不平等を許容するものである。生存権を淘汰されたり清算された人々に与えることは、経済や社会の発展からは原理的に好ましくない。

「縦令生存権を社会が認むとするも淘汰せらる可き限りのものは早晚淘汰せらる可し」^{xxi}。

では、福田の生存権の社会政策はどこに理論的基盤を与えることができるのだろうか?

あるいは経済発展を犠牲にしてまでこの生存権を認める方向を打ち出すという話で終わるのだろうか？ここで福田が生存権の基礎として提示してきたロジックは、「戦略的な不可知論」とでも名づけられるものであった。

「社会に生まるる限りの者を悉く生存に維持することは、如何なる工夫を以てするも如何なる政策を以てするも到底為し能ふ所にあらざるや勿論なり。然れども社会中何れの特定人が何れの特定階級が淘汰の運命の下に立つかは人智を以て知り得る所にあらず(略)淘汰せらる可き特定者誰たるやの知り得ざるに自然の法則の儘に運行せしめ人事を尽くすことを為さずして唯天命之を待つ可しとすること能はず」^{xxii}。

自然淘汰の法則と人間の営為の間には「膨大なる余地があり」、自然淘汰の傾向はわかるにせよ、それがいったい誰にどの階級に該当するかは人智を超えるものである。いいかえれば、自然淘汰の結果として淘汰されたり清算されたのではなく、たまたま遭遇した政府の政策の失敗が淘汰をもたらしたり、偶然の所産で淘汰されるはめに陥る人もあるだろう。そのような人や階級を放置するのは経済社会の発展においても好ましくないだろう。これが福田が生存権の社会政策に与えた理論的な基礎である。

いわば、自然淘汰の法則性を認めつつも、その人智を超えた不可知性ゆえに生存権を社会の構成員全員に分配することが、与えられた条件では最善である、と福田は判断したのである。例えば自然淘汰の結果で敗者になったものに生存権を付与することは社会的に望ましくないが、社会の構成員が自然淘汰の結果として勝者となったのか敗者になったのか、個々に調べる社会的コストは膨大なものであり、事実上不可能であろう。むしろ最も社会的コストが少ないので生存権を構成員全員に認めておくことである。これが³福田の生存権の社会政策の真意であったにちがいない。

しかし生存権を国民全体に与えるという福田の主張は、桑田熊蔵に代表される賃金代替的社会政策、マルクス主義的な階級闘争観、政治や官僚の壁、さらには老人福祉を倫理的・共同体的な観点からとらえるような穂積的思考などによって、その理解も実現の方策もさまざまな障害に遭遇したのであった。そして福田の打ち出した先駆的なナショナル・ミニマムの思想はいまだ日本社会において理解されてはいないのではなかろうか？

注

- i 本稿は、田中秀臣「老人は淘汰されるのか—明治末期の生存権論争」『環』別冊「脱一年金依存社会」、2005年、所収、を一部修正したものである。
- ii 松原岩吾郎『最暗黒の東京』岩波書店、1988年、127-8頁。
- iii 養老法案については、『大日本帝国議会誌』第八巻、1140頁参照。
- iv 『日本の救貧制度』日本社会事業大学救貧制度研究会編、1960年、150頁参照。
- v 同、150頁。
- vi 養老年金法案とその周辺の論争については、田中和男「明治末期・大正初期の『生存権』思想 —『養老法』案をめぐって」『社会科学』29号、1982年が詳しい。
- vii 穂積陳重『隠居論（第二版）』有斐閣書房、1915年、689-91頁。
- viii 同、691頁。
- ix 桑田の年金に関する見解は、『工場法と労働保険』（隆文館、1910年）、『歐州最近の社会問題』（有斐閣書房、1918年）に見ることができる。
- x 「穂積博士の隠居論を読む」『経済学全集』三巻、同文館、1928年、459頁。
- xi 福田徳三「労働権・労働全取権・労働協約」『生存権の社会政策』講談社、1980年、130頁。
- xii 同、120頁。
- xiii 福田徳三「生存権概論」『生存権の社会政策』所収、163頁。
- xiv 福田徳三「生存権概論」『生存権の社会政策』、190頁。
- xv 福田徳三「生存権概論」『生存権の社会政策』、167頁。
- xvi 福田徳三「穂積博士の隠居論を読む」、464頁。
- xvii 福田徳三「国民経済講話」『経済学全集』第二巻、同文館、1927年、506-8頁。
- xviii 同、546-7頁。
- xix 福田徳三「経済原論講義ノート」（一橋図書館蔵）
- xx 福田徳三「人口法則と生存権 マルサス対アーサー・ヤング」『経済学全集』第三巻、1215頁。
- xxi 福田徳三「人口法則と生存権 マルサス対アーサー・ヤング」『経済学全集』第三巻、1214頁。
- xxii 同、1214-5頁。

参考文献

- 桑田熊藏（1910）『工場法と労働保険』隆文館
- 同（1918）『歐州最近の社会問題』有斐閣書房
- 田中和男（1982）「明治末期・大正初期の『生存権』思想 —『養老法』案をめぐって」『社会科学』29号
- 田中秀臣（近刊）『福田徳三論』（仮題）藤原書店
- 福田徳三（1927）「国民経済講話」『経済学全集』第二巻、同文館
- 福田徳三（1928）「穂積博士の隠居論を読む」『経済学全集』三巻、同文館
- 福田徳三（1928）「人口法則と生存権 マルサス対アーサー・ヤング」『経済学全集』第三巻
- 福田徳三（1980）「労働権・労働全取権・労働協約」『生存権の社会政策』講談社
- 福田徳三（1980）「生存権概論」同上所収
- 穂積陳重（1918）『隠居論（第二版）』有斐閣書房
- 松原岩五郎（1988）『最暗黒の東京』岩波書店
- 日本社会事業大学救貧制度研究会編（1960）『日本の救貧制度』日本社会事業大学救貧制度研究会